

監査役の意見書

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号）第 22 条第 1 項の規定により
読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による
監査役の意見

国際協力銀行業務に係る平成 24 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役

井 本 裕 ⑩

監 査 役

五十嵐 達朗 ⑩

監 査 役

西 尾 進 路 ⑩

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号）第 22 条第 1 項の規定により
読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による
監査役の意見

駐留軍再編促進金融業務に係る平成 24 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役 井 本 裕 ⑩

監 査 役 五十嵐 達朗 ⑩

監 査 役 西 尾 進路 ⑩